商法二九三條ノ二と商法

二九三條ノ三・Ⅱ

の正當性について――――その株式會社計算規定中における地位

保欣哉

\$

(商三APD)が増加するし、新株の發行交付が存在する。また株式を考えると、法律上も株主の地位の分割と規定されて居る。これに對して無償交付は、解釋上株主の地位の分割であると解され、他の條文——例えば商法二〇八條——との關連あると解され、他の條文——例えば商法二〇八條——との關連あると解され、他の條文——例えば商法二〇八條——との關連あると解され、他の條文——例えば商法二〇八條——との關連あると解され、他の條文——例えば商法二〇八條——との關連あると解され、他の條文——例えば商法二〇八條——との關連る。例えば株式配當の結果も、無償交付の結果も、會社の資本組入による利益配當即ちいわゆる無償交付の制度を規定されて居るといってよい。しかし此の兩制度は大變良く似通った點を持って居るといってよい。しかし此の所制度は大變良く似通った點を持って居るといってよい。

配當の母法たるアメリカの stock dividend の制度について、 で居るところから、わが商法の株式配當という地位は不當なも に本質的には株主の地位の分割にすぎないのではなかろうかと に本質的には株主の地位の分割にすぎないのではなかろうかと に本質的には株主の地位の分割にすぎないのではなかろうかと に対している。 には地位の分割だとすれば、わが商法が株式配當に興えた株 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いう疑問を生ずるし、またそう主張する學説もある。もし本質 いうといわねばならないのではないか。

檢討し、兩制度の商法上の地位の合理性、正當性を考えたいと「以下株式配當、無償交付ともに株主の地位の分割であるかをのといれれにだらだいのでにだいか

別たば言キ・南左倉上去に召立正で、て馬・でよ・ALKの分割と理解しつい、後者も又一種の株式配當であると表の分割と理解しつい、後者も又一種の株式配當であると表

三二頁、鈴木編・株式實務五七九頁。 改正會社法解說四三六頁、田中(耕)・改訂會社法概論下四改正會社法解說四三六頁、田中(耕)・改訂會社法概論下四

- (∞) Ballantine, On Corporations, 2 ed., 1946, p. 482; Stevens, Handbook on the Law of Private Corporations, 1949 p. 455; Fletcher, Cyclopedia of the Law of Private Corporations, vol. 11, 1932, with supplement in 1953, §§ 5359, 5362.
- (3) 大濱教授は此の立場をとる商法學者である(同教授

耳以下(特に三一一頁以下)がある。 ■は、「株式配當について」早稲田法學第七二卷第四號三一九頁以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論以下、熊田亨「株式配當における若干の會計問題」經商論以下、熊田亨「株式配當について」早稲田法學第七二卷第四號三一九頁以下)がある。

地位の分割たる無償交付(高二九三)

準備金十萬圓が存在するとしよう。此の法定準備金全額を資本準備金十萬圓が存在するとしよう。此の法定準備金全額を資本出入代位を當然の事と規定して居る。けだし法定準備金の資本組入代位を當然の事と規定して居る。けだし法定準備金の資本組入代位を當然の事と規定して居る。けだし法定準備金の資本組入に(本門・1)によるも會社の資産は不變同一に止まり、その組入に(本門・1)によるも會社の資産は不變同一に止まり、その組入に(本門・1)によるも會社の資産は不變同一に止まり、その組入に(本門・1)によるも會社の資産は不變同一に止まり、その組入に(本門・1)によるも會社の資産は不變同一に止まり、その組入に(本門・1)によるも自己の資本の方割と考え、無償交付については學説は一致して株主の地位の分割と考え無償交付については學説は一致して株主の地位の分割と考え無償交付については學説は一致して株主の地位の分割と考え

されるのである。 とれるのである。 とれるのである。

- はまる。

 ・) 本稿では「株式會社の再評價積立金による無償交付にも當てけば、本稿の理論は再評價積立金による無償交付にも當てる法律」については觸れないが、所謂抱合增資の場合を除る法律」については觸れないが、所謂抱合增資の場合を除す
- (忠)・條解株式會社法下四四四頁。 権」法學協會雜誌第七二卷第六 號五 七○頁、松田―鈴木八頁、鈴木・會社法一八八頁、同「改正法 上の 新株 引 受(5) 石井四二四頁、四二六頁、大隅―大森四四五頁、四四
- (所得稅法五・I②)。 無に拘わらず「みなし配當」として所得稅の 對象 とする(6) わが所得稅法は利益準備金の資本組入は新株發行の有

四四二頁)、速斷を避ける。の論理から不當とみなす立場があるが(松田―鈴木(忠)得稅法五・1②、法人稅法一六)。此の意義について、商法資本準備金による場合もその內容により同樣である(所

究ノート

例

假設の設定

いうように廣く理解すれば、統一的な把握が可能である。 無償交付が法定準備金による點に相違があるのみで、剩餘金とすぎないと考えられる。これが配當可能利益によるのに對し、し新株の發行交付があれば無償交付同様に株主の地位の分割にし新株の發行交付ー(假設一)―の意義.

(1) 配當可能利益の資本組入に基く

ら、非合理的なものと解せざるを得なくなる。 まtock dividend を擬制的、心理的、推定的利益配當にして、 まtock dividend を擬制的、心理的、推定的利益配當にして、 割にすぎないと理解することとなり、アメリカの通説判例が 割にすぎないと理解することとなり、アメリカの通説判例が

(Capitalization)することにすぎない。株式配當の結果、とであるが、その結果からいえば配當すべき利益を資本化「株式配當は、利益配當の手段として新株を發行するこ(7) 大濱・前掲論文三三四頁以下を次に引用する。

區別があるが、その結果においてはなんら異るところがな り、また一方が取締役會の決議によるに反し他方は株主總 式の無償交付といわゆる株式配當とを比較すると、一方が 上の區別は決して本質的なものとはいえない。……以下略 い。元來準備金もその本質は利益の積立であるから、財源 會の特別決議を必要とし、その財源と手續の上には明確な 準備金を財源とするに對し他方は配當すべき 利益 金によ って、會社の財産狀態が全く同一である限り、株式の數を來株式は、企業所有者としての持分の割合を示すものであ 無償で新株を交付することを認めている (廃二三)。 この株 總和は依然として同一である。……中略……(傍點筆者) 増加すればただ一株當りの割合が小さくなるだけで、その あるかもしれない。しかしそれは明らかに錯覺である。元 るのをみて、その株式の價格が給付されたと誤解する人が ないからである。あるいは株主に拂込濟の新株が交付され 形式、いかなる意味においても、財産的價値の授受を伴わ ない。けだし株式配賞は、會社と株主との間に、いかなる 資本金の坍額と株式敷の増加となるだけであって、實質的 では持株數を増加するが、しかし、それは、單に形式的に 曾社についてはその資本金の皆額を伴い、また株主につい 商法は準備金を資本に組入れ、これに應じて株主に對し は會社にとっても株主にとっても資産の増加をもたらさ

假設への反省

しからば假設一、二は正しいであろうか。法律的な反省を下さればならない。まず假設一において、法定準備金の資本組入を同一性を主張し得るのに對し、配當可能利益では、配當により社外に流出する事は殆ど確實であり、ただ配當がなされずより社外に流出する事は殆ど確實であり、ただ配當がなされずより社外に流出する事は殆ど確實であり、ただ配當がなされずに、代りに資本組入に充當したことにより社內留保が達成され、流出しなかっただけである。即ちここでは資産の不變同一性は必然的なものとは主張し得ない。従って資産の不變同一なる前提を承認しうる無償交付(海三九三)では、その本質につき先る前提を承認しうる無償交付(海三九三)では、その本質につき先ははない。しかし配當可能利益の資本組入には、地位の分割と環に検討せる如く、實質上の株主の地位の分割と理解するに妨げはない。しかし配當可能利益の資本組入には、地位の分割と環で、配當に検討せる如く、實質上の株主の地位の分割と理解するに妨げはない。しかし配當可能利益の資本組入には、地位の分割と環に、配當に検討せる如く、實質上の株主の地位の分割と環節である。

組入により資本増加があってから新株の發行交付となるのに對に假設二の設定方法自體は正しいであろうか。假設一では資本又同樣に單純に株主の地位の分割とは主張し得なくなった以上、株式配當(高二九)も主の地位の分割と主張し得なくなった以上、株式配當(高二九)も大に私は假設二として商法二九三條ノ二と假設一を同一なり次に私は假設二として商法二九三條ノ二と假設一を同一なり

るのは決して當を得たものではない。 るのは決して當を得たものではない。

電過せるの誤りである。 更に現金配當によれば減るべかりし資産が株式配當では減ら を同一になるも、これは偶然的結果に外ならず、これを地位の る結果、舊株と合してたとえ配當前の舊株の表わす割合的地位 された新株と舊株で表わす(分け合う)株主の地位の分割では された新株と舊株と合してたとえ配當であり、それが株式配當の もにまいて、その附加的増加部 なく、擴大された株式配當では減ら を同一になるも、これは偶然的結果に外ならず、これを地位の を同一になるも、これは偶然的結果に発見によれば減ら

(8) 利益があれば、株式簽行前の定款によるか総株主の銅

の流出は確實となる。 三八三頁)をとると、正に利益の全部または一部について 意によらざる限り、必ず配當を要すとの立場(田中(誠)

によればその流出は不確實となる。 利益あるも必ずしも配當を要せずとの說(石井四四九頁)

鈴木一八九頁。

法務研究第一卷第五號所載の味村治「小刻み無償変付と株 式配當」二頁以下等參照。 二六囘「利益配當の 諸 問題」(その四) 四○頁以下、商事 鈴木一八九頁、ジュリスト第三三號會社法セミナー第

利益配當としての株式配當(商二九)

するのが通説である事(無償交付 (ハΞ・〓))では端株を生ずる 式配當の端株處理(商二九三)については現金配當の原則に戾ると はこの立場による。この理解を若干解釋論に及ぼすならば、株 またりにすい(3))を株式配當について與えるからである。わが所得稅法の取扱いを株式配當について與えるからである。 拂われ、當該現金をもって新株の拂込を行ったと考える可能性 提である。けだしこの資産增加の觀念は、現金配當が株主に支 事を指摘したが、これは株式配當を利益配當と考える重要な前 を導き出すものではない。 は、しかしながらただちに株式配當は利益配當であるとの結論 さて私は株式配當では資産の增加を理解する事が可能である 株式配當は株主の地位の分割ではないとの私の 以上の 分析

> る)、數種の社外株式ある場合は數量的に異るのみで、同一種類(3) 配當固有の蛸配當(億三年)の問題を生ずる事等を、根本的に理解のに株式配當には本條の適用のない事、更に株式配當には利益 べきであるとする)、無償交付には商法二〇八條の明文 がある(3) 交付では、すべての説が一致して對應する種類の株式を與える の新株を配當して差支えないとするのが多數說である事(無償 し得ることとなる。 ような無償交付自體を許さぬと嚴格に解する有力な學説があ

メティ゙レニット、ドド(タ) 動ではなく、利益配當の結果たる變動であり差支えなく、ただ (第二九三ノニ・)と解する。 株式配當後株主の地位に變動が生ずるも、地位の分割後の變

たのであり妨げなく、このことは無償交付が單に 地位 の分割 可能性これである。法は從って前述のように決議要件を過重し 地位の關連により、現金配當には生じない地位の變動を生ずる ものが出て來る。卽ち配當前の舊株だけの地位と、配當新株の 單純にその内容の財産的なもののみでない所に現金配當と異る 自體が配當の對象となる。ただ株式は株主たる地位を表わし、 あり、この地位の配當を株式配當とみるのである。かくて株式 來よう。配當新株は擴大された組織上の附加的な新しい地位で するが、法文に忠實に配當新株自體に利益配當を考える事も出 以上の把握は株式配當を現金配當にひきなおした所より出發 株主の利害に關する事の少い所から取締役會決議による

研究

うである。 ―以上の株式配當を利益配當と考える理由を列擧すれば次のよ―以上の株式配當を利益配當と考える理由を列擧すれば次のよ(高"八下)のと對比せしめてみるとより一層よく理解出來る。

臼 商法二九三條ノ二と商法二九三條ノ三・Ⅱ は 本質的に異る。けだし後者の前提たる資産の不變同一性は、前者では資産のはだし後者の前提たる資産の不變同一性は、前者では資産

位の分割ではない。の地位を、新舊兩株で分けあったものではない。卽ち株主の地の地位を、新舊兩株で分けあったものではない。卽ち株主の地る、新たなる附加的地位であり、在來の組織を前提とする在來口,株式配當の配當新株は擴大された組織上の 部分に 對應す

る(沿革的に、また比較法的に)。(四、現金配當が新株の拂込に充當されたと考える餘地が存在す)

商法上主張し得るに至る。したがって株式配當及び無償交付の以上諸理由が相互に關連して株式配當は利益配當であると、生ずる場合あるも妨げない。

頁参照。 き石井四七五頁、大隅―大森四三五頁、田中(誠)三九三(11) 沿革上、即ち舊法上行われた株式配営類似の方法につ 法文上の地位は正當である。

比較法上ドイツ株式法上の Gratisaktien (od. Freiaktien) はわが舊法時代の右の沿革に同じであるが、通常利益配當支拂請求權の現物出資による、資本增加に當っての新株取得(Kapitalerhöhung mit Sacheinlagen)として新株取得(Kapitalerhöhung mit Sacheinlagen)として新株成されて居る(Schlegelberger-Quasowski, Aktien-gesetz, 2 Aufl. 1937, S. 711; Teichmann-Koehler, Aktien・は「Nutalerhöhung mit Sacheinlagen)として新株成立に表現している。

此に對し英、佛ともにわが舊法上の方法と同樣の沿草を内在せしめつ」、それぞれ bonus shares と actions gratuites の制度を有するが、ともに組入準備金の範園 は廣く、現行制度の本質がどのように理解されて居るかはこゝに速かに述べる事が出來ない(イギリス一九四八年會社法附則A表第一二八條 Capitalization of profits 参照。これにつき Topham, Company Law, 11 th ed. 1949, p. 138; Buckley, On the Companies Acts, 12 th ed. 1949, p. 138; Buckley, D. 138; Buckley, On the Companies Acts, 12 th ed. 1949, p. 138; Buckley, On the Companies Acts, 12 th ed. 1949, p. 138; Buckley, On the Companies Acts, 12 th ed. 1949, p. 138; Buckley, On the Companies Acts, 12 th ed. 1949, p. 138; Buckley, On the Companies Acts, 12 th ed. 1949, p. 138;

三四卷第七號九一頁)。「フランスにおける會社法改正事業について」一橋論叢第

- 八二頁以下参照。

九頁、その二は大隅―大森四四〇頁。 異説の一は田中(誠)三九五頁、松田―鈴木(忠)四三

私は通説を支持する(石井四六〇頁、田中(誠)三九五は大隅―大森四三八頁。大濱・前掲稿三五三頁は結果同説は大隅―大森四三八頁。大濱・前掲稿三五三頁は結果同説4) 株式配當につき對應する種類の株式を與えるとするの

とし、取締役の責任(商二六六・1)と、違法配常額の會(5) 蛸配當の株式配當の新株の效力をめぐり、新株は有效頁、松田―鈴木(忠)四三七頁)。

る(吉田・前掲稿(口企業會計第六卷第一○號六二頁)。 (大隅―大森四四三頁、田中(誠)三九六頁)と、新株發 (大隅―大森四四三頁、田中(誠)三九六頁)と、新株發 (大隅―大森四四三頁、田中(誠)三九六頁)と、新株發 (16) 再評價積立金の資本組入による無償交付の場合、株主 總會の特別決議を要求するのは(同法三・Ⅰ)、端株を生ず 急場合には端株を切捨てて新株を發行し得るとの定め(同 る場合には端株を切捨てて新株を發行し得るとの定め(同 る場合には端株を切捨てて新株を発行し得るとの定め、 ない。 (16) 再評價積立金の資本組入による無償交付の場合、株主 (16) を表記 (16) を表記 (16) を表記 (17) があり、端株主の利害に関する所大だからであ る、「古田・前掲稿(口企業會計第六卷第一○號六二頁)。

跋

より合理的な法形式の制定はなお今後の研究に待たねばならな出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面たる法への反省、及び更に出來る。こうした實際面より形式面に表行價額が株式配當當時の影響乃至受取り方をみると、そこには兩制度を類似視または同影響乃至受取り方をみると、そこには兩制度を類似視または同影響乃至受取り方をみると、そこには兩制度を類似視または同影響乃至受取り方をみると、そこには兩制度を類似視または同影響乃至受取り方をみると、そこには兩制度を類似視または同意ない。

研究ノー

意味では株式分割が行われた場合とある程度同様なりと指低落して、時價と券面額の中間に落つくこととなり、その合、新株を券面額で發行するときは、新株發行後の株價は17) 鈴木教授は通常の新株發行(商二八〇ノ二以下)の場

摘される。同教授前揚稿、法學協會雜誌第七二卷第六號五

七三頁。

(一橋大學大學院學生)

267